

デイサービス 草加キングス・ガーデンの概要

1、事業所の名称及び所在地

名称：デイサービス 草加キングス・ガーデン
所在地：〒340-0032 草加市遊馬町185番地
電話番号：048-929-0010
事業所番号：1171800574
サービス種別：通所介護・通所介護相当サービス

2、営業日及び営業時間

営業日：月曜日から金曜日（12月30日から1月3日を除く）
営業時間：午前9時00分から午後6時00分まで

3、通常の事業の実施地域

草加市、川口市、足立区（これらの地域以外の方でもご相談に応じます。）

4、従業員の職種、員数及び職務内容

（1）管理者：1人（兼務）

※管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）従業者：

・生活相談員：1名（常勤、介護職員兼務）2名（非常勤）以上

※生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行なう。

・看護職員：1名以上

※看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行なう。

・介護職員：8名（常勤換算）以上

※介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

・機能訓練指導員1名（常勤兼務）以上

※機能訓練指導員は、機能訓練により身体機能の減衰を防止するための訓練を行なう。

（3）その他

・事務職員：1名（非常勤）以上

※事務職員は、事業の実施に当って必要な事務を行う。

・栄養士：1名（非常勤、特養栄養士を兼務）以上

※栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行なう。

・調理員：1名（委託）

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行なう。

・運転手：6人（非常勤）以上

※運転手は、利用者の送迎のほか、通所介護の提供に従事する。

5、利用料について

通所介護（介護予防通所介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証に記載された負担割合額による。

6、その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 通常の事業の実施地域を越えて行なう送迎に要する費用

ア 通常の事業の実地地域を越えて片道1キロ未満 片道 80円

イ 通常の事業の実地地域を越えて片道1キロ以上 片道100円

二 通常の時間を越え通所介護を受ける場合 30分あたり500円

三 食費 1食当たり600円（おやつ代含む）

四 おむつ代 紙パンツ・紙おむつ1枚100円、パッド1枚50円

五 その他日常生活上の便宜に係る費用 活動費150円、行事参加費実費

7、秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

8、事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

9、サービス内容に関する相談・苦情の窓口について

・草加キングス・ガーデン（苦情・相談窓口）

048-929-0010

・埼玉県国民健康保険団体連合会

048-824-2568

・第三者委員 平井正治

soka.kg.3rd@aa.wakwak.com

その他の苦情・相談窓口

・草加市 長寿介護福祉課

048-922-1281（直通）

・川口市 介護保険課

048-258-1110（代表）

・足立区 介護保険課 事業者担当

03-3880-5746（直通）

10、提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし